

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

DECEMBER 27TH 2017

■ TOPICS

- 中央経済工作会議：2018年の経済運営方針を決定～「質の高い発展段階」に入る

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 社会科学院の中国 GDP 成長率予測 2017 年は 6.8% 2018 年は 6.7%
- 2017 年第 4 四半期の景況感 企業・銀行部門ともに引き続き改善

【貿易・投資】

- 11 月の直接投資 対内は前年同月比+90.0% 対外は同+34.9%

【産 業】

- 11 月の 70 大中都市住宅価格 前月比上昇 50 都市 前年同月比上昇 59 都市

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「国務院関税税則委員会の 2018 年関税調整計画に関する通知」
「『税関一時入出国貨物管理弁法』公布に関する令」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

TOPICS

中中央経済工作会议:2018 年の経済運営方針を決定 ～「質の高い発展段階」に入る

2017 年 12 月 18 日～20 日、2017 年度の中央経済工作会议が北京で開催され、過去 5 年間の中国経済成長の状況、政策効果に対する総括・分析をもとに、国内外の経済情勢に対する分析を踏まえ、2018 年における経済関連政策の方向性を明確にした。

会議では、中国経済は「高速発展段階」から「質の高い発展段階」に入ったことを初めて明言し、新段階に適応する政策の方向性を決定した。また、「重大リスクの防止、的確な貧困撲滅、汚染の防止」といった今後 3 年間で 3 大課題を提起し、さらに 2018 年に向けた 8 項目の主要任務を明らかにした。端的に纏めると、新段階への移行に伴い、施策の重点は高成長の確保からリスクの防止・民生の改善・環境の保護といった高成長の過程で残された「質の問題」の解決に傾斜を深めているといえる。

本稿では、中央経済工作会议の主要内容をまとめた上で、今後の注目すべき分野を紹介する。

I. 2017 年中央経済工作会议の主要内容

2013 年～2017 年における経済成長の成果

2013 年以来 5 年間で、中国の経済的実力は新たな段階に入り、年平均成長率は 7.1% に達した。

- ① 経済成長構造に大きな変化が現れ、供給側改革が進められており、需給の均衡が向上した。経済体制改革が推進され、さらに活力のある且つ強靱な経済成長が実現した。
- ② 対外開放が深化し、「一帯一路」の建設が順調に進んでおり、世界経済のグローバル化に貢献してきた。
- ③ 貧困撲滅が大きな成果を上げ、公共サービスの水準の改善が続いて均一化し、中所得人口の規模が最も大きい国家になっている。
- ④ 環境状況が大幅に改善され、大気・水・土壌汚染防止行動の効果が顕著である。

2018 年に向けた政策方針

【図表1】2018年向け政策方針の抜粋

項目	具体内容
背景	経済成長の新段階～「質の高い成長段階」
基調方針	
基調	「稳中求進」 (経済運営や社会の安定を維持した上で前進する)
主要方針	供給側改革 (成長の安定化、改革の推進、構造の調整、民生の改善、リスクの防止)
3大課題	重大リスクの防止、的確な貧困撲滅、汚染の防止
施策の方向	積極的な財政政策、穏健・中立の金融政策
8項目の重要任務	供給側改革の深化、市場参入者の活性化、農村振興戦略の実施、地域間協調発展戦略の実施、全面開放の新構造の構築、国民生活のさらなる保障・改善、新住宅制度の構築、環境保護

経済成長の新段階:「質の高い成長段階」

経済成長が新たな段階に入り、「高速発展段階」から「質の高い発展段階」に転換した。今後一定期間、「質の高い発展」の推進は経済成長目標の設定、経済政策の制定、マクロコントロールの実施にあたり、根本的な出発点となる。このため、「質の高い発展」に適応するような指標体系、政策体系、標準体系、統計体系、業績評価、政治評価基準などの構築を加速し、制度環境の改善に注力する。

2018 年経済運営の基調方針

2018 年は党の「十九大」(第 19 回全国代表大会)後の最初の年、改革開放 40 周年、ゆとりのある社会を実現するための肝心な年、「十三・五計画」の重要な年になっている。

「稳中求進」が基調:

経済運営の基調は引き続き「稳中求進(経済運営や社会の安定を維持した上で前進する)」とする。

供給側改革が主線:

供給側改革を主要方針とする。成長の安定化、改革の推進、構造の調整、民生の改善、リスクの防止等における措置を推進する。

3 大課題:

重大リスクの防止、的確な貧困撲滅、汚染の防止の 3 大課題の解決を堅実に推進する。

- 重大リスクの防止において、最も重要なのは金融リスクの防止であり、金融が供給側構造改革に対するサポート機能を明確にし、金融と実体経済、金融と不動産、金融システム内部の好循環を促進し、重点分野におけるリスク防止と処理を徹底し、違法な金融活動の取り締りを堅持し、脆弱分野に対する監督管理制度の構築を強化する。
- 的確な貧困撲滅において、現行の貧困撲滅基準を維持し、特定の貧困者・貧困地域に絞って政策を制定し、貧困人口の自主的潜在発展力を引き出し、監督管理を強化する。
- 汚染防止においては、主要汚染物質の排出を大幅に減少し、環境の質を全体的に改善し、産業構造を調整、遅れた生産設備を淘汰し、エネルギー構造を調整し、省エネ措置と審査制度を強化し、汚染排出の多い運輸手段を削減する。

政策の方向:積極的な財政政策、稳健・中立の金融政策

- 財政政策:積極的な財政政策を維持、財政支出の構造を改善し、重要な分野やプロジェクトに対し確実に支援し、一般歳出(政府事務関連の支出)を縮小し、地方政府の債務管理を確実に強化する。
- 金融政策:稳健・中立の金融政策を維持し、マネーサプライの総量を管理し、貸出総額と社会融資規模の合理的な成長を維持し、人民元相場を合理的な水準に安定させ、多元化した資本市場の発展を促進し、実体経済の支援を強化し、システムリスクの発生を防止する。
- 構造的な政策:実体経済の競争力を強化し、既存資源の配分を最適化し、イノベーションの駆動力としての機能を強化し、消費の牽引力としての作用を発揮させ、有効投資(特に民間投資)の合理的な成長を促進する。

- 社会政策: 喫緊の民生問題を重点的に解決し、基礎的な公共サービスと社会保障を強化し、社会的不安要素を早期に除去する。
- 対外開放政策: 改革開放にさらに注力し、経済体制改革をさらに加速し、財産権制度の完成と生産要素配分の市場化に重点を置き、基礎的かつ重要な分野における改革を新たな突破口とする。対外開放を拡大し、市場参入基準を大幅に緩和し、対外開放の新構造の形成を加速する。

2018 年経済運営の 8 項目の重要任務

1. 供給側改革を深化する

- ①「中国製造」から「中国創造」へ転換し、「中国速度」から「中国品質」へ転換し、「製造大国」から「製造強国」へ転換する。
- ②生産要素配分の市場化改革を深化する。無用な供給を取りやめ、「ゾンビ企業」の処理を重要措置とし、過剰生産能力を解消する。新たな成長エンジンを育成し、科学技術の発展とイノベーションを強化し、イノベーション能力に長けたパイオニア企業を育成し、軍隊と民間の融合と発展を積極的に推進する。实体经济のコストを低下させ、制度上の取引コストを削減し、企業関連の手数料などの整理整頓を引き続き実施し、電力、石油・天然ガス、鉄道等業界の改革を推進し、エネルギー・物流コストの低下を図る。

2. 市場参入者を活性化させる

- ①国有資本については、国有企業の改革方案を改善し、資本管理を中心とした国有資産の監督管理機関機能の転換を加速させ、国有資本の所有権・経営権分離体制の改革を推進する。国有企業における党の機能を強化し、国有企業における近代的な企業制度の構築を推進し、コーポレートガバナンスを改善する。
- ②民営企業の発展を支援し、財産権保護政策を実施し、法律に基づき財産権関連の事案の解決を図る。
- ③市場参入のネガティブリスト制度を全面的に実施し、これを持続的に改善し、差別的な制限や暗黙の障壁を取り除き、政府・企業関係の透明化・健全化を加速する。

3. 郷村振興戦略を実施する

- ①科学的な農村振興戦略計画を制定する。都市・農村の協調発展体制を健全化する。
- ②農業の供給側改革を推進し、農業生産の質を向上させ、グリーン農業を促進し、農業政策の目標を量から質へと転換させる。
- ③食糧買取・貯蔵制度改革を深化し、買取価格を需給関係により適切に反映させ、輪作制度試行を拡大する。

4. 地域間協調発展戦略を実施する

- ①公共サービスの均一化を実現し、インフラ施設の発展水準を均衡させ、生活水準の均衡化を促進する。
- ②京津冀協働発展は北京の非首都機能の移転を重点とし、産業配分の合理化を維持し、基準・質の高い雄安新区計画を策定する。
- ③長江デルタ経済地域の発展は環境保護を優先する。

- ④「一帯一路」建設を巡り、対外投資方式を刷新し、投資によって貿易と産業の発展を促進する。
- ⑤少数民族地域や辺境地域といった貧困地域の生産・生活条件の改善を推進する。
- ⑥西部地域を開発し、東北地域の旧工業基地の振興を加速し、中部地域を振興し、東部地域が先行して質の高い発展を推進する。
- ⑦広東・香港・マカオ大湾区建設を科学的に計画する。
- ⑧都市群の水準を向上させ、大中小都市のネット化建設を推進し、農民移転人口の受容力を向上させ、戸籍制度改革を加速する。
- ⑨特色のある小都市の健全な発展を促進する。

5. 全面開放の新構造の形成を推進する

- ①市場参入基準を段階的に緩和し、投資初期段階における内国民待遇とネガティブリスト管理モデルを全面的に実施し、ネガティブリストをさらに緩和し、外資関連法規の制定を加速し、知的財産権の保護を強化する。
- ②貿易のバランス化を促進し、輸出の品質・付加価値を向上させ、輸入を積極的に拡大し、一部商品の輸入税率を引き下げる。サービス貿易に注力する。自由貿易試験区改革試行を引き続き推進する。対外投資を有効に指導・支援する。

6. 国民生活の保障・改善を向上させる

- ①教育: 中小学生の授業以外の負担問題、教育資源の不足・不均衡問題、幼児介護サービスの規範化などの課題を解決する。
- ②雇用: 労働市場のミスマッチを解決し、性別・出身認知問題を解決する。
- ③介護・医療: 基本養老保険制度を改革・改善し、全国的な養老保険システムの構築を加速する。医療資源の不足問題、受診の高費用問題を引き続き解決する。民間資本による介護・医療などの分野への参入を奨励する。
- ④個人情報の保護: インターネットにおける詐欺問題、個人情報の漏洩・不法転売問題の解決に注力する。

7. 供給主体・保障方法の多様化した賃貸・販売共同発展の住宅制度の構築を加速する

- ①住宅賃貸市場(特に長期賃貸)の発展を促進し、貸借両者側の利益を保護し、専門化した住宅賃貸企業の発展を支援する。
- ②住宅市場の健全な発展を促進するための長期体制を構築し、不動産市場コントロール政策の持続性と安定性を維持し、中央と地方の権限を明確化し、具体的な状況に相応したコントロール政策を実施する。

8. 環境保護に注力する

- ①「十三・五」環境保護・環境修復プロジェクトを実施する。大規模な国土緑化行動を開始し、国有企業・民間企業・外資企業・団体・個人などの多様な参入主体による資金注入を奨励し、環境保護・環境修復保全の専門企業を育成する。

②「水十条」の施行を深化し、「土十条」を全面的に実施する。

③環境保護体制の改革を加速し、自然資源資産の財産権制度を健全化し、市場化・多元化した「環境保護取引制度」を研究・構築し、環境保護監督管理体制を改革する。

Ⅱ. 2018 年の政策方針の注目点

中国共産党の「十八大」(第 18 回全国代表大会、2012 年 11 月開催)以降の中央経済工作会議を振り返ってみる(図表 2)。2012 年第 3 四半期からファンダメンタルズが軟調となったため、成長の安定化が政策の重点となり、都市建設プロジェクト(城投)向けのリファイナンス政策が緩和された。2013 年には、経済成長が一時的に安定化したが、2014 年初めから下押し圧力が再び顕著となり、2014 年 11 月から、基準金利を 6 回、預金準備率を 5 回引き下げ、量的緩和で需要拡大を図った。2015 年末に開催された中央経済工作会議では経済政策の方向性を需要側から供給側へと大きく転換し、「供給側改革」が開始した。2016 年には、安定成長維持と供給側改革が同時に推進され、総需要の適度な拡大と同時に、供給側改革に力を入れてきた。2017 年の経済成長は予想以上に底堅く推移しており、金融業の監督管理と地方政府債務の整理等の分野におけるリスク防止が政策の重点となりつつある。

【図表2】中央経済工作会議による政策動向の変化

背景	開催時期	翌年の施策方向
「十八大」の後	2012年	①内需の拡大、②「三農」、③産業構造の調整(過剰生産能力の解消)、④都市化、⑤民生(収入、雇用、社会保障)、⑥対外開放
18回三中全会の後	2013年	①農業、②産業構造の調整(過剰生産能力の解消)、③債務リスクの防止(地方政府債務リスク)、④地域間協調発展、⑤民生(保障型住宅の供給・老朽化住宅の改築、汚染防止)、⑥対外開放
「新常态」の提起	2014年	①安定成長の維持、②新たな成長エンジン(市場化、イノベーション、行政改革)、③農業、④地域間協調発展(「一帯一路」、京津冀、長江経済デルタの3大戦略)、⑤民生
「供給側改革」の提起	2015年	「三去一降一補」:①過剰生産能力の解消、②企業経営コストの削減、③不動産在庫の解消、④有効供給の拡大、⑤金融リスクの防止(地方政府債務リスク、違法徴収金)
「第13次5ヵ年計画」の開始	2016年	①「三去一降一補(3つの過剰の除去、1つのコスト削減、1つの不足の補完)」、②農業、③実体経済の振興、④不動産市場の安定成長
「十九大」の後	2017年	①供給側改革の深化、②市場参入者の活性化、③農村振興戦略の実施、④地域間協調発展戦略の実施、⑤全面開放の新構造の構築、⑥国民生活の保障・改善の向上、⑦新住宅制度の構築、⑧環境保護

今回の中央経済工作会議は中国共産党の「十九大」が開催された後の初の大型経済政策会議として大きな注目を集めた。「十九大」では、中国社会の主要な矛盾は「国民の拡大しつつある美しい生活に対する需要と不均衡・不十分な発展の間の矛盾」に変化したという重要な結論を出した。この社会的主要矛盾の変化に適応するために、今回の中央経済工作会議は経済政策の軸を発展の速度という「量的目標」から発展の質という「質的目標」へ正式にシフトした。2012 年から 2016 年までの中央経済工作会議では、すべて「経済成長の質と効率を向上させる」ことに触れていたが、「経済発展の新段階」として正式に提起されたのは今回が初めてとなっている。

2016 年以降の経済成長の速度は市場予測を上回り、今後 3 年間の年平均 GDP 増加率を 6.3%前後に維持すれば、2020 年までに国内生産高の倍増目標を達成することができる。2016 年、2017 年の実体経済の予想以上の好調は、量から質への転換に向けて施策の余裕を作り出したと言える。今回の政策方針においては、以下 6 つの注目点が挙げられる。

供給側改革も新たな段階に進化

供給側改革は依然として経済成長にとっての主要任務であるが、今回の会議では、2015 年と 2016 年の中央経済工作会議で提起された「三去一降一補」を強調せず、「成長の安定化、改革の推進、構造の調整、民生の改善、リスクの防止」という総合的な表現を使用し、産業構造のレベルアップとイノベーションの促進に重点を移した。実は、2016 年、2017 年に、石炭・鉄鋼をはじめとする過剰生産能力の解消、不動産過剰在庫の解消、企業利益水準の改善が順調に進められており、「三去一降一補」は徐々に成果をあげている。経済成長の新段階に入ってから、供給側改革の内容は既存問題の解決から産業・企業が活躍しやすいビジネス環境、制度環境の構築へと新たな段階に入りつつあるとみられている。

3 大課題が新たな傾向を示唆

2017 年 10 月に開催された「十九大」での報告で、重大リスクの防止、目標を絞った貧困撲滅、汚染の防止といった 3 大課題を提起し、2020 年までにゆとりのある社会を全面的に実現するための措置として位置付けた。中央経済工作会議はそれを更に明確化・具体化した。

喫緊性が最も高いのは重大リスク防止であり、その重点は金融リスクの防止となっている。2017 年には、金融監督管理制度の改善が大きく進んだ一年と言える。「十九大」では、金融政策とマクロプルデンスという二本立ての金融監督管理の枠組みを確定した。2017 年末までには、資産運用業界の新たな規制や商業銀行流動性管理規定の意見聴取稿などが矢継ぎ早に公開され、インターネット金融分野等における各種の違法金融活動に対する取り締りも大幅に強化された。2018 年は銀行・証券・保険に対する監督管理政策の協同化など新段階に適応するような金融監督管理体制の完成度が更に高まり、リスクを防止するための金融監督管理の強化が続くと見てよからう。

また、的確な貧困撲滅、汚染の防止を 3 大課題としたのは、中央政府が民生、環境保護分野に力を入れる決意が読み取れる。現状を見ると、高度成長とともに生じた民生、環境問題は決して楽観視できない。2020 年までにゆとりのある社会を実現する目標のために、今後 3 年間の民生、環境分野における施策の優先度は以前と比べて大幅に引き上げられると見られる。

需要拡大の緊迫性が後退

過去の中央経済工作会議では「需要拡大」を政策方針として毎回強調していたが、今回の中央経済工作会議では「需要拡大」には特に触れなかった。直近 2 年間の経済成長は予測を上回ったこともあり、中央政府が需要拡大で経済を刺激する緊迫性が後退している。

金融政策は 2016 年の中央経済工作会議と同じ「穏健・中立」であるが、具体的要求から見れば、「マネーサプライの安定性を維持する」から「マネーサプライの総量を管理する」に変化したことから、金融政策は中立を保ちながら、やや引き締め気味になる可能性が高いと見られる。

財政政策はすでに 10 年連続で「積極的」を維持してきたが、財政政策の具体的要求として地方政府債務問題の解決を提起したのは初めてであり、地方政府債務問題の重要度が高まったことが窺える。

民生改善に注力

今回の会議では民生問題に対する認識が顕在化している。例えば、医療、介護、幼児教育、個人情報漏洩といった国民が関心を持っているホットな話題にそれぞれ明白な対応を示している。前述のように、3 大課題のうち、貧困撲滅、汚染防止も国民生活の向上に密接に関係している。今後、中国の経済政策は一層経済成長と民生の間にバランスを維持することになると見られる。

新たな指標体系・評価体系を構築

経済運営の基礎的な評価体系を構築することは、質の高い発展という新段階への適応に向けた基本的制度環境を整えるための措置である。高成長段階では、GDP 成長率、工業生産付加価値増加率等が景気判断の主要な参考指標となっていたが、今後質の高い発展段階では、評価基準に成長率のほか、資源利用率や投入産出比率、債務依存度といった「発展の質」を反映する新指標が更に重視されるようになる。

不動産市場安定の長期体制構築が加速

前年の中央経済工作会议に続き、今年の会議においても不動産市場に対する措置を重点的に強調した。去年の不動産市場対策は投機的不動産取引を抑制し、不動産バブルの発生を防止するという需要面の措置に集中した。それを受けて、2017 年には不動産コントロール政策が強化され、1・2 線都市の投機性住宅購入傾向が有効に抑制され、不動産価格の急上昇も一服した。それと同時に、3・4 線都市の不動産在庫の調整が順調に進められ、地域別の不動産政策の効果が顕著であった。

2018 年に向けて、これまでの「需要側不動産コントロール政策」だけではなく、不動産市場の長期安定化を実現するために、供給側の措置を工夫する必要がある。2017 年には、住宅都市建設部が主導で、広州、深圳、南京、杭州、厦門、武漢、成都、瀋陽、合肥、鄭州、佛山、肇慶といった 12 都市で住宅賃貸試行を実施した。2018 年には、住宅賃貸市場や不動産税体制の構築といった措置の実施が更に加速すると見られる。

今回の中央経済工作会议では、中国経済が質の高い発展段階に入るとの見方を示し、2018 年の経済政策はその見方を土台に決定されたものである。施策の重点は、景気刺激政策による高成長がもたらした既存問題に対する解決策へ移る。リスクの防止、既存問題の解決といった措置は一時的に経済成長の下押し圧力になる可能性はあるが、長期的な視野では、国民生活水準の改善による潜在消費の拡大、産業のレベルアップによる生産性の向上、監督管理体制の改善による成熟したビジネス環境の形成など、より良好な経済成長に繋がるものと期待される。

2000年以降の中央経済工作会议で示したマクロ経済政策基調

開催時期	財政・金融政策	政策目標
2017年 12月18日-20日	積極的な財政政策を強化 穏健・中立の金融政策を維持	稳中求進、「高品質発展」の推進、供給側改革、3大課題（重大リスクの防止、目標を絞った貧困撲滅、汚染の防止）の解決
2016年 12月14日-16日	積極的な財政政策を強化 穏健・中立の金融政策を維持	稳中求進、供給側改革の深化、経済成長の質と効率の向上
2015年 12月18日-21日	積極的な財政政策を強化 穏健な金融政策の柔軟性を向上	稳中求進、「新常态」に適応し、舵取りをし、「供給側」の構造調整に注力
2014年 12月15日-16日	積極的な財政政策 穏健な金融政策	稳中求進、「新常态」に適応、稳中求進、改革の深化、経済成長の質と効率の向上
2013年 12月10-13日	積極的な財政政策 穏健な金融政策	稳中求進、改革と革新の推進、経済成長の質と効率の向上
2012年 12月15-16日	積極的な財政政策 穏健な金融政策	稳中求進、経済成長の質と効率の向上、都市化の推進
2011年 12月12-14日	積極的な財政政策 穏健な金融政策	経済の安定成長、経済構造の調整、インフレ予想の管理を重要視
2010年 12月10-12日	積極的な財政政策 穏健な金融政策	経済構造調整の加速、物価の安定化を重要視
2009年 12月5-7日	積極的な財政政策 適度緩和の金融政策	政策の連続性と安定性を保つ
2008年 12月8-10日	積極的な財政政策 適度緩和の金融政策	内需拡大、経済の安定的でやや速い成長を保つ
2007年 12月3-5日	穏健な財政政策 引締め金融政策	経済の過熱化を防止
2006年 12月5-7日	穏健な財政政策 穏健な金融政策	消費、投資、輸出の協調的な発展を図る
2005年 11月29日-12月1日	穏健な財政政策 穏健な金融政策	政策の連続性と安定性を保つ
2004年 12月3-5日	穏健な財政政策 穏健な金融政策	マクロコントロールの成果を強化、全面、協調かつ持続可能な発展を図る
2003年 11月27-29日	積極的な財政政策 穏健な金融政策	経済成長の質と効率を向上させる
2002年 12月9-10日	積極的な財政政策 穏健な金融政策	経済成長のスピード、構造、質、効率の統一を図る
2001年 11月27-29日	積極的な財政政策 穏健な金融政策	内需拡大、経済成長の質と効率の向上を図る
2000年 11月28-30日	積極的な財政政策 穏健な金融政策	堅調な経済成長態勢を維持

(出所) 公開資料を基に三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司中国調査室整理

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 于瑛琪

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆社会科学院の中国 GDP 成長率予測 2017 年は 6.8% 2018 年は 6.7%

政府系シンクタンクの中国社会科学院は 20 日、「2018 年中国経済情勢分析と予測」を発表。中国の 2017 年の GDP 成長率について、+6.8%前後との見通しを示した。政府通年目標の+6.5%を上回り、2016 年の+6.7%を僅かながら上回ることになる。固定資産投資が小幅に減速したものの、輸出入は大幅に改善し、個人消費も安定に伸びたことで、中高速成長を維持しているとした。

2018 年の成長率については、2017 年の予測成長率より小幅に引き下げ+6.7%と予測。主要経済指標のうち、固定資産投資は 2017 年予測値より 0.7 ポイント低い+6.3%、社会消費財小売総額は 2017 年予測値より 0.2 ポイント低い+10.1%と伸びは鈍化に向かう一方、CPI は 2017 年予測値より 0.4 ポイント高い+2.0%と緩やかに上昇するとの見通しを示した。

2018 年は労働人口の減少、固定資産投資の減速といった国内要因に加え、米国の税制改革等の推進が米国製造業の国内回帰、米国の輸出増・輸入減に繋がり、中国の外部環境はますます厳しくなるとした。一方、「一帯一路」構想の進展は新たな外需を創出すること、社会安定、低い失業率を維持していること、新興産業が飛躍的に発展していること、成長の質と効率が向上していることをプラス要素として挙げ、中国経済のハードランディングはないとの見方を示した。

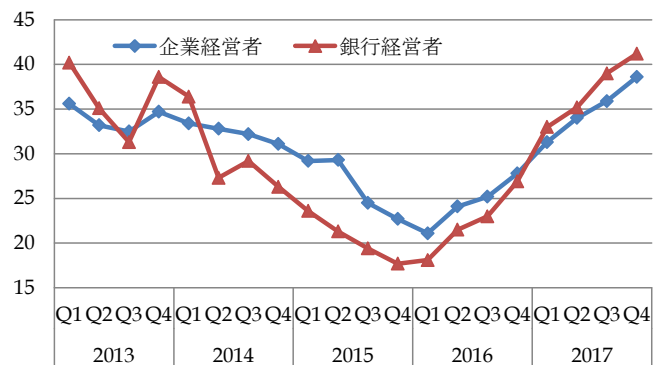
◆2017 年第 4 四半期の景況感 企業・銀行部門ともに引き続き改善

中国人民銀行は 19 日、企業、金融機関、個人を対象とする 2017 年第 4 四半期の景況感アンケート調査結果を発表した。企業部門は 7 期連続、銀行部門は 8 期連続で景況感が改善した。

企業経営者のマクロ経済景況感指数は前期の 35.9 から 2.7 ポイント上昇して 38.6 となった。足元の景気について、「冷え気味」と感じる人の割合は前期の 30.7% から 25.7%に減少した一方、「中立」と感じる人の割合は、前期の 66.9%から 71.4%に増加した。

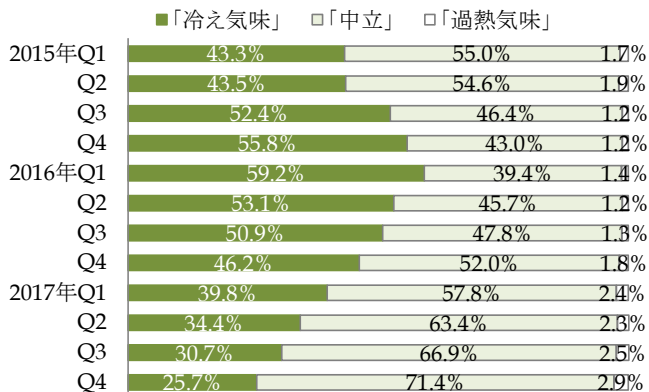
銀行経営者のマクロ経済景況感指数は前期の 39.0 から 2.2 ポイント上昇して 41.2 となった。足元の景気について、「冷え気味」と感じる人の割合は前期の 23.5% から 19.2%に減少した一方、「中立」と感じる人の割合は、前期の 74.9%から 79.1%に増加した。

<マクロ経済景況感指数の推移>



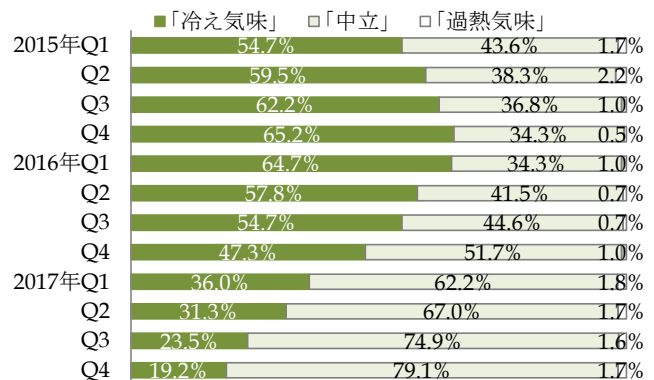
(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

<企業経営者の景気に対する実感>



(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

<銀行経営者の景気に対する実感>



(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

また、都市部預金者の貯蓄・消費・投資意欲に関する調査では、「さらに貯蓄したい」と回答する人の割合が前期の41.7%から40.8%、「さらに消費したい」が前期の26.4%から26.2%に減少し、「さらに投資したい」は前期の32.0%から33.0%に増加した。

なお、預金者の今後3ヶ月以内に最も支出を増やしたい上位7項目(複数回答)には、①旅行(30.2%)、②教育(28.2%)、③医療保健(26.2%)、④高額商品(24.6%)、⑤住宅(23.2%)、⑥交際・文化・娯楽(18.6%)、⑦保険(15.8%)があがった。

【貿易・投資】

◆11月の直接投資 対内は前年同月比+90.0% 対外は同+34.9%

商務部は20日、対内・対外直接投資の統計を発表した。

＜対内直接投資＞

11月の対内直接投資(除く金融業)について、新規設立の外資企業数は前年同月比+161.5%の4,641社、対内直接投資額(実行ベース)は同+90.0%(10月:同+2.5%)の187.8億米ドルと、前年同月を大幅に上回った。

1-11月の累計では、新規設立の外資企業数は前年同期比+26.5%の30,815社、対内直接投資額(実行ベース)は同+5.4%(1-10月:▲2.7%)の1,199.1億米ドルと、今年に入って前年割れが続いていた累計ベースの投資額が、プラスの伸びに転じた。

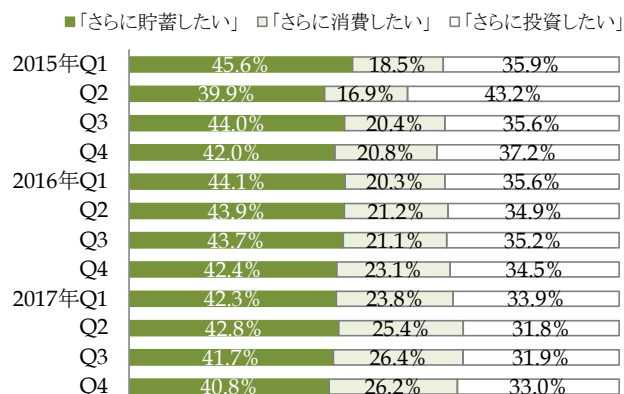
11月の対内直接投資の増加要因について、同部は、新規設立企業数の大幅な増加が外資の流入につながったこと、大規模投資の資本金払い込みが集中したこと等を挙げた。

1-11月の国・地域別では、日本からの直接投資額が前年同期比+3.5%^(※)(1-10月:同+8.9%^(※))の29.5億米ドルと、伸び幅は前月より縮小したものの3ヶ月連続で前年同期を上回った。一方、EUからの投資は同▲9.4%(1-10月:同▲8.8%)の82.8億米ドル、ASEANからは同▲22.1%(1-10月:同▲20.3%)の46.8億米ドル、米国からは同▲20.7%^(※)(1-10月:同▲19.1%^(※))の29.7億米ドル。また、「一帯一路」地域からは同▲19.6%(1-10月:同▲17.4%)の50.1億米ドルと、減少幅が拡大した。

※商務部発表の対内直接投資額に基づき当行が計算

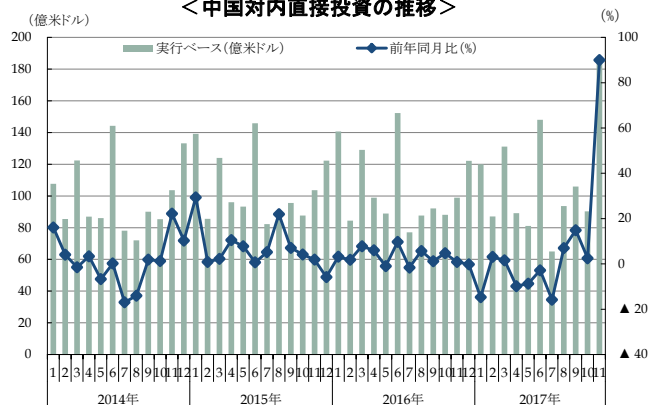
業種別では、製造業への投資が前年同期比▲4.1%(1-10月:同+1.1%)の307.7億米ドルと減少した一方、サービス業への投資は同+9.0%(1-10月:同▲4.5%)の871.7億米ドルと増加した。

＜預金者の貯蓄・消費・投資意欲＞



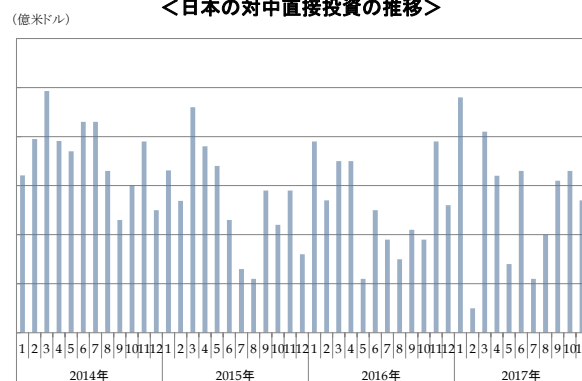
(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

＜中国対内直接投資の推移＞



(出所) 商務部の公表データを基に作成

＜日本の対中直接投資の推移＞



(出所) 商務部の公表データを基に作成

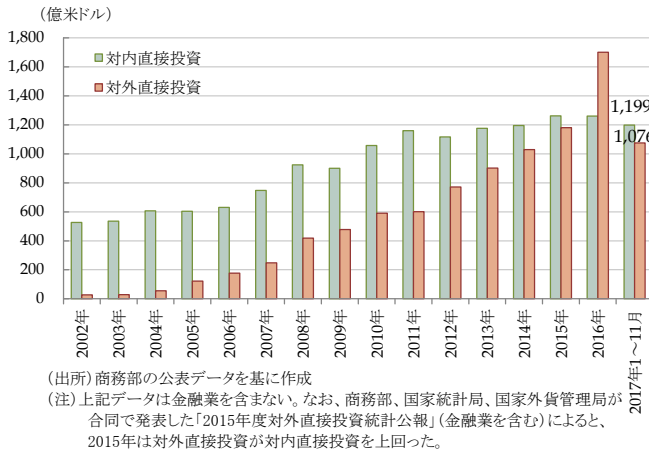
< 対外直接投資 >

11月の対外直接投資(除く金融業)は前年同月比+34.9%(10月:同▲29.4%(※))の212.4億米ドルと、前年を大きく上回り、単月では今年に入ってはじめてプラスの伸びとなった。1-11月の累計では前年同期比▲33.5%(1-10月:同▲40.9%)の1,075.5億米ドルとなった。※商務部発表の対外直接投資額に基づき当行が計算

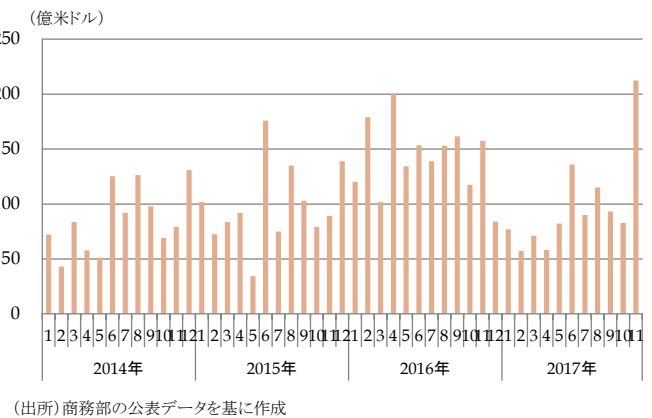
1-11月の産業別構成比では、リース・商業サービス業が28.4%、卸・小売業が21.5%、製造業が14.5%、通信・ソフトウェア・ITサービス業が9.2%と対外投資の主要産業となっている。一方、不動産とスポーツ・娯楽業は、これらの産業への対外投資が制限(※)された8月以降、新規投資はない。

※詳細は本誌2017年8月30日号のEXPERT VIEWをご参照

< 中国の対内・対外直接投資の推移 >



< 中国対外直接投資の推移 >



【産業】

◆ 11月の70大中都市住宅価格 前月比上昇 50都市 前年同月比上昇 59都市

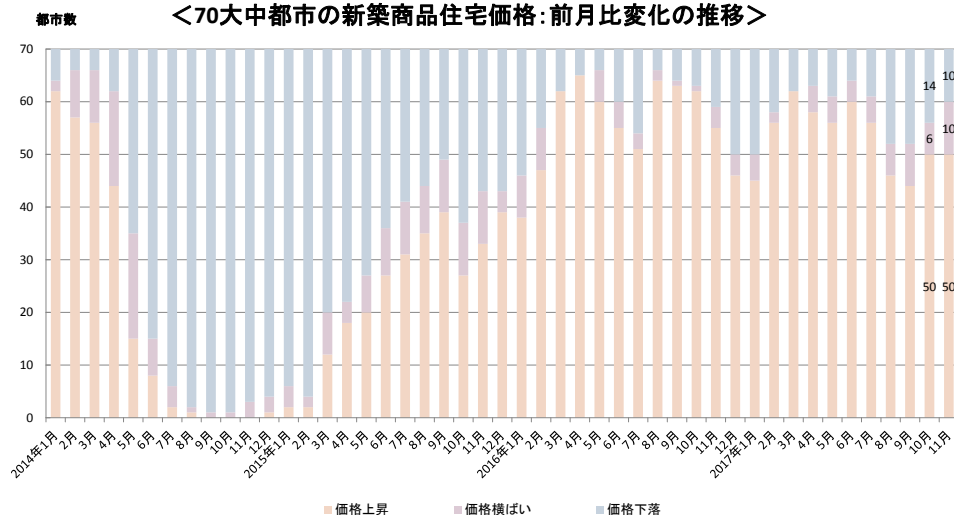
国家統計局は18日、11月の70大中都市の住宅価格指数を発表した。

新築商品住宅価格について、前月比上昇した都市数は前月から横ばいの50都市、下落した都市は前月から4都市減少して10都市となった。

上昇幅が大きかった都市は、ウルフチ市(内モンゴル自治区)の前月比+1.9%、湛江市(広東省)の同+1.5%、西寧市(青海省)の同+1.3%だった。下落幅が大きかった都市は、泉州市(福建省)の同▲0.4%、天津市、揚州市(江蘇省)の同▲0.3%だった。

平均上昇幅を見ると、一線都市(注)は前月から横ばいの▲0.1%、二線都市(注)は前月の+0.3%から+0.5%、三線都市(注)は前月の+0.3%から+0.4%と上昇幅が拡大した。

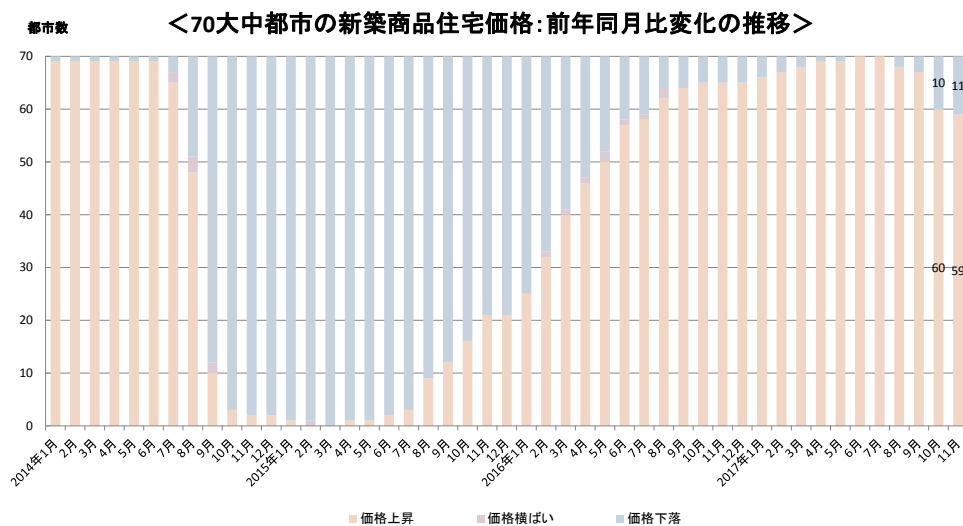
< 70大中都市の新築商品住宅価格: 前月比変化の推移 >



一方、前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月より1都市減少して59都市、下落した都市は前月から1都市増加して11都市となった。

上昇幅が大きかった都市は、北海市(広西チワン族自治区)の前年同月比+14.0%、西安市(陝西省)の同+12.3%、瀋陽市(遼寧省)の同+11.8%だった。下落幅が大きかった都市は、深圳市の同▲3.2%、福州市(福建省)の同▲1.8%、南京市(江蘇省)の同▲1.5%だった。

平均上昇幅を見ると、一線都市は14ヶ月連続の縮小で前月より0.3ポイント低下、二線都市は11ヶ月ぶりの拡大で前月より0.1ポイント上昇、三線都市は4ヶ月連続の縮小で前月より0.3ポイント低下した。



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

- (注) 一線都市: 北京、上海、広州、深圳の4都市
 二線都市: 省都、副省都都市を含む31都市
 三線都市: 70都市から上記一線都市・二線都市を除いた35都市

RMB REVIEW

今週はデータのみの掲載とさせていただきます

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2107.12.18	6.6126	6.6110~ 6.6182	6.6170	0.0086	5.8722	-0.0197	0.84650	0.0008	7.8038	0.0124	3.4900	3422.82	2.27
2107.12.19	6.6162	6.6045~ 6.6177	6.6075	-0.0095	5.8685	-0.0037	0.84463	-0.0019	7.7976	-0.0062	3.4900	3452.57	29.75
2107.12.20	6.6046	6.5745~ 6.6062	6.5798	-0.0277	5.8170	-0.0515	0.84066	-0.0040	7.7940	-0.0036	2.7000	3443.09	-9.48
2107.12.21	6.5586	6.5538~ 6.5898	6.5858	0.0060	5.8050	-0.0120	0.84170	0.0010	7.8225	0.0285	2.8300	3456.79	13.70
2107.12.22	6.5835	6.5674~ 6.5852	6.5687	-0.0171	5.7982	-0.0068	0.84111	-0.0006	7.7941	-0.0284	2.7700	3453.29	-3.50

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2017 年 12 月上旬から中旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[規則] 【関税】 ○「国務院関税税則委員会の 2018 年関税調整計画に関する通知」(税委会[2017]27 号、2017 年 12 月 12 日発布、2018 年 1 月 1 日実施) ○『「税関一時入出国貨物管理弁法」公布に関する令」(税関総署令第 233 号、2017 年 12 月 8 日公布、2018 年 2 月 1 日施行) 【加工貿易】 ○『「税関異地加工貿易管理弁法」の廃止に関する決定」(税関総署令第 234 号、2017 年 12 月 8 日公布・施行) ○「加工貿易保証金台帳制度全面取り消しの過渡期終了後の関係業務の処理事項に関する公告」(税関総署公告 2017 年第 62 号、2017 年 12 月 14 日公布、2018 年 2 月 2 日施行)	2018 年の関税率の調整。 ■輸入関税では、先端医療機器、医薬原料、織機、電気自動車用電池正極材、自動車用金型などが暫定税率として引き下げられる。また、IT 製品 484 品目も、WTO の情報技術協定の関税撤廃品目の拡大についての合意に基づき、最恵国税率として引き下げとなる。 ■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201712/t20171215_2777552.html 展示会出品物、商品見本、職業用具などの一時持ち込み・持ち出し品の税関手続きについての規則。2013 年の同名の弁法が廃止され、新たに制定されたもの。 ■旧弁法ではすべて税関の認可(「核准」)が必要とされていたが、新弁法では税関の認可は不要とされ、税関に一時持ち込み貨物の確認申請をした上で輸出入手続きをするか、直接輸出入手続きをするかどちらでもよいとされた。ただし、持ち込み・持ち出しの期限が原則 6 ヶ月とされる点、ATA カルネ(国際条約に基づく一時輸入のための通関手帳)を使用して持ち込む物品(中国は展示会出品物に限定)で手続きが異なる点(ATA カルネ物品は保証金納付が不要、その他の物品は保証金納付が必要)などは変わらない。 ■原文は税関総署の下記サイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/755412/index.html 異地加工とは、加工貿易経営企業(貿易会社など)が他の税関管轄区域にある加工企業(来料加工廠など)に加工を委託する取引。1999 年に制定(2014 年 3 月に第 2 次改正)された税関の管理規則を廃止するもの。今後は税関への届出手続きが不要となる。 ■原文は税関総署の下記サイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/755501/index.html 今年 7 月に加工貿易銀行保証金台帳制度が廃止されることが税関総署の公告で明らかにされていたが、来年 2 月 1 日までは引き続き保証金台帳の開設と担保提供が必要とされる“実転”管理のその後の取り扱いについて示したもの。(上記の税関総署公告については、本誌 2017 年 8 月 16 日号の EXPERT VIEW の解説をご参照。) ■要点は以下の通り。
---	---

	① 来年2月2日以降は、保証金台帳による担保提供から一般の担保提供(一時輸入やリースでの輸入などにおける担保提供と同じで「税関事務担保事項」という)とする。 ② 保証金台帳により保証金を納付している場合、税関で保証金と利息の還付手続きを行う。 ■ 原文は税関総署の下記サイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/759768/index.html
--	---

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2018 年 1 月 27 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>